

平成25年第2回長与町議会定例会会議録(第5号)

招集年月日 平成25年 6月 5日  
 本日の会議 平成25年 6月14日  
 招集場所 長与町議会議場

出席議員

1番 饗庭 敦子 議員	2番 安部 都 議員	3番 内村 博法 議員
5番 分部 和弘 議員	6番 安藤 克彦 議員	7番 金子 恵 議員
8番 川井 哲雄 議員	9番 森 謙二 議員	10番 西岡 克之 議員
11番 岩永 政則 議員	12番 喜々津英世 議員	13番 佐藤 昇 議員
15番 山口憲一郎 議員	16番 堤 理志 議員	17番 西田 敏 議員
18番 河野 龍二 議員	19番 吉岡 清彦 議員	20番 竹中 悟 議員
21番 山口 経正 議員		

欠席議員

なし

職務のため出席した者

議 会 事 務 局 長 酒井 通博 君 議 事 課 長 浜野 洋子 君  
 参 事 中山 庄治 君

説明のため出席した者

町 長 吉田 慎一 君	副 町 長 鈴木 典秀 君
教 育 長 黒田 義和 君	総 務 部 長 中山 祐一 君
企 画 振 興 部 長 山田 譲二 君	建 設 部 長 日野 勉 君
生 活 福 祉 部 長 田島 弘明 君	教 育 次 長 吉村 邦彦 君
水 道 局 長 馬木 信一 君	会 計 管 理 者 松添 高明 君
企 画 振 興 部 理 事 藤田 茂 君	生 活 福 祉 部 理 事 益富 雅彦 君
教 育 委 員 会 理 事 永富 雅徳 君	政 策 推 進 室 長 荒木 重臣 君
総 務 課 長 古賀 洋 君	財 務 課 長 宮崎 望 君
管 財 課 長 山下多喜男 君	税 務 課 長 田平 俊則 君
収 納 推 進 課 長 中村 文彦 君	企 画 課 長 松浦 篤美 君
地 域 政 策 課 長 大津 鉄治 君	都 市 整 備 課 長 道端 和彦 君
管 理 課 長 森 浩平 君	農 林 水 産 課 長 浜口 務 君
福 祉 課 長 西平 隆邦 君	健 康 保 険 課 長 小佐々 司 君
介 護 保 険 課 長 藤井 尚武 君	住 民 課 長 村山 和聡 君
教 育 委 員 会 総 務 課 長 森川 敏幸 君	生 涯 学 習 課 長 和泉 嘉彦 君
ス ポ ー ツ 振 興 課 長 帯田 由寿 君	水 道 課 長 吉田 邦彦 君
下 水 道 課 長 浦川 圭一 君	会 計 課 長 酒井喜代彦 君
農 業 委 員 会 事 務 局 長 松本 廣 君	監 査 事 務 局 長 村田 和則 君

会議録署名議員

10番 西岡 克之 議員

11番 岩永 政則 議員

本日の会議に付した案件・・・・・・別紙日程のとおり

開会 13時30分

閉会 15時29分

平成 2 5 年第 2 回長与町議会定例会

議事日程（第 5 号）

平成 2 5 年 6 月 1 4 日（金）

午 後 1 時 3 0 分 開 議

日程	議案番号	件 名	備 考
1	5 1	平成 2 5 年度長与町一般会計補正予算（第 1 号）	総務
2	5 2	町長、副町長及び教育長の給与の臨時特例に関する条例	総務
3	5 3	長与町職員の給与の臨時特例に関する条例	総務
4	4 6	長与町福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例	文厚
5	4 8	土地の取得について	建産
6	4 9	町道路線の廃止について	建産
7	5 0	町道路線の認定について	建産
8	請願 1 号	少人数学級の推進などの定数改善と義務教育費国庫負担制度 2 分の 1 の復元に係る請願書	文厚
9	-	議員派遣の件	
1 0	-	委員会の閉会中の継続調査申し出	

付託された委員会

平成 2 5 年第 2 回長与町議会定例会

追加議事日程（第 5 号の追加 1）

平成 2 5 年 6 月 1 4 日（金）

日程	議案番号	件名	備考
1 1	発 委 4 号	少人数学級の推進と義務教育費国庫負担制度 2 分の 1 の復元を求める意見書	

(開会 13時30分)

議長

(山口経正議員)

皆さん、こんにちは。

12日までの委員会審査、大変お疲れさまでした。

ただいまから、本日の会議を開きます。

日程第1、議案第51号、平成25年度長与町一般会計補正予算(第1号)、日程第2、議案第52号、町長、副町長及び教育長の給与の臨時特例に関する条例、日程第3、議案第53号、長与町職員の給与の臨時特例に関する条例を一括議題とします。

ただいま一括議題としています議案について、委員長の報告を求めます。

総務常任委員長。

総務常任  
委員長

(佐藤 昇議員)

報告いたします。

去る6月10日、総務常任委員会に付託を受けました議案につきまして、審査結果を報告いたします。

議案第51号、平成25年度長与町一般会計補正予算(第1号)につきましては、6月11日午前9時30分から、委員全員出席のもと、説明員として鈴木副町長、黒田教育長、中山総務部長、田島生活福祉部長、日野建設部長、吉村教育次長、益富生活福祉部理事、その他関係職員の出席を求めて審査いたしました。

主な内容は、歳入歳出それぞれ2,451万9,000円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ112億3,850万6,000円とするものでありました。

歳入では、県からの補助金893万4,000円、基金の取り崩し788万8,000円、雑入が769万7,000円でありました。

歳出では、県事業である住宅性能向上リフォーム支援補助金911万3,000円、熱回収施設の地元対策として子供籠の作成、音響装置、机、いすなどの購入費用に334万1,000円、長与町地域防災計画見直し業務委託料331万8,000円などでありました。

主な質疑として、地域防災計画は策定後かなり長い期間が過ぎているが、今回見直す中で特徴的なものは何かという質疑に対し、県の計画の修正があり、それは市町村に資するためにあるので、それを見ながら修正する。一番の修正ポイントは、構成を変えることである。今までは計画の本体と資料が混在していたが、計画は計画、資料は資料として別々に掲載する。目次については、実施期間が書かれていなかったため、今回の見直しで何については何課が担当などと明示するとの答弁でした。

熱回収施設の地元対策についてはこの件で終わりなのかという質疑に対し、地元からは50幾つの要望があり、精査、協議した結果、12項目に絞り、覚書を交わしたので、これ以上はないとの答弁でした。

住宅リフォーム事業についてはいつから実施するのか、担当窓口はどこか、町の助成事業と併用できるのかという質疑に対し、7月1日実施で考えてい

る。窓口は管理課である。2つの助成事業は併用で使えるとの答弁でした。

文化祭出演謝礼が今回計上された理由はという質疑に対し、今回は町制施行40周年のときに郷土芸能大会を開催したが、そのとき保存会の会長に集まっていたが、郷土芸能保存のためにも5年に1回開こうという話になった。来年がその年に当たるのだが、国体があるので、文化祭50回目にあわせてことし開催することになったとの答弁でした。

ペーロン船2隻の補助金について、250万では2隻できないと思うが、不足分は保存会で支出するののかという質疑に対し、原資は県からのコミュニティ助成金250万円で、建造費ほかで総額349万6,000円かかり、不足分は保存会で支出するとの答弁でした。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第52号、町長、副町長及び教育長給与の臨時特例に関する条例につきましては、6月12日午前10時30分から、委員全員出席のもと、説明員として中山総務部長、古賀総務課長、宮崎財務課長、その他関係職員に出席を求めて審査いたしました。

主な内容は、国からの給与減額措置に関する要請及び平成25年3月29日に成立した地方交付税法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律により町の財政に対する影響にかんがみ、平成25年7月1日から平成26年3月31日まで給与を10%減額するもので、200万円の減額でありました。

主な質疑として、地域の元気づくり事業費については、この条例を実施しなかったら交付されないのかという質疑に対し、1,240万円の事業費は実施しなくても交付税の需用費に算入されるとの答弁でした。

職員の給与が減額される条例が出されるので忍びないという考え方で三役の給与も減額するのとかという質疑に対し、職員を減額するのであれば自分たちもということで、率についても7級以上が9.77%であるので、三役は10%でということになったとの答弁でした。

国は地方交付税法の趣旨と違うことを行い、道理に反するのではないかという質疑に対し、地方独自の財源であり、用途は制限されないと規定されている。しかし、普通交付税を交付する際に需要額と収入額との差が交付されるのだが、計算式は国が定めるので、好ましいかなどいろいろ意見はあると思うが、発言しにくいとの答弁でありました。

慎重に審査した結果、賛成多数で可決すべきものと決しました。

次に、議案第53号、長与町職員の給与の特例に関する条例につきましては、議案第52号に引き続き審査いたしました。

主な内容は、行政職給料表を月額2級以下を4.77%、3級から6級を7.77%、7級を9.77%減額する。管理職手当を10%減額する。時間外勤務手当と休日勤務手当は、減額した給与月額で計算される。削減額は5,100万円でありました。交付税は、6,770万円の減額と地域の元気づくり事業費1,240万円を相殺すると5,530万円の減額になる見込みでありました。

主な質疑として、減額率は参考資料にある国と同じ率であるが、町の裁量があってもいいのではないかという質疑に対し、ラスパイレス指数が平成24年4月時点で108.7となっており、内部で協議した結果、国と同様の率になったが、期末勤勉手当は減額していないとの答弁でした。

この条例が出されるようになった経緯はという質疑に対し、A4判で8枚による参考資料により経緯と内容の丁寧な説明がありました。

職務の級ごとの人数と平均減額率と平均減額はという質疑に対し、2級以下が55名、3級から6級が159名、7級が9名である。率は平均で7.52%、額は2万3,754円であるとの答弁でした。

給与が減額されると地域経済に影響があるのではないかという質疑に対し、影響はあると思うとの答弁でした。

仮にこの議案が否決されると交付税以外で影響はあるのかという質疑に対し、特別交付税の減額が懸念される。町の事業については、具体的なペナルティーは示されていない。県も国からかなりの指導が来ているみたいなので、県も指導的立場から以前あった時津町の例のように長い間責められるのではないかと。補助金や事業の採択に影響が出る可能性がないとは言えないが、はっきりわからない。国は、7月時点でのラスパイレス指数を公表するので、仮に否決すると数値が高くなり、このことを報道されることにより1回大きな波が来て、どう対抗できるのか不安であるとの答弁でした。

慎重に審査した結果、賛成少数で否決すべきものと決しました。

以上、報告終わります。

議長 (山口経正議員)

これから委員長報告に対する質疑を行います。

まず、議案第51号についての質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、議案第52号についての質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、議案第53号についての質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから議案第51号の討論を行います。

まず、反対討論ありませんか。

次に、賛成討論ありませんか。

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、日程第1、議案第51号、平成25年度長与町一般会計補正予算(第1号)を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 (山口経正議員)

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第52号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

16番、堤 理志議員。

16番 (堤 理志議員)

16番。私は、議案第52号、町長、副町長及び教育長の給与の臨時特例に関する条例に反対の立場から討論を行います。

国と地方のあり方については、政権が民主党から自民党へとかわり、地域主権、地方分権へと名前は変わり、違えども国と地方は対等な関係を構築することが地方分権を進めていく、これがこの間の国の公式な立場であります。民主党政権時代に国家公務員の給与が引き下げられましたが、その引き下げを定めた臨時特例法の附則には、地方公共団体においては自主的かつ適切に対応されるものとする明記をし、国に準じて給与水準を引き下げかどうかは地方の自主性にゆだねられました。

しかし、今回政府は、これを覆し、国家公務員より地方公務員の方が給与水準が高くなっている。交付税を削減するべきという主張を行い、事実上地方公務員の給与を削減するよう地方自治体に迫っています。

町は、交付税削減の圧力、町政運営への影響、給与削減を行わなかった場合に地方財政に余裕があると受けとめられかねず、さらなる圧力を警戒しなければならず、今回削減の選択を迫られたものと考えます。職員の給与削減を提案する以上、三役も身を切るといふそうした意味合いで出されたのが今回の議案であったと、そのように理解をいたします。

しかし、この議案は、単に三役の給与が削減されるだけの問題であるとは私はとらえておりません。地方公共団体は、国の出先機関ではありません。地域住民の幸せの直接の担い手であるという住民自治、団体自治の精神、交付税制度の本来の目的、地方分権の趣旨を二重にも三重にも踏みにじる乱暴な国の政治姿勢に対し地方がどう対処するかが問われています。議会がこのような国の横暴な手法を承認するのかが問われているわけであります。

全国の地方議会がこうした地方自治を踏みにじる給与の削減議案を否決し、国会、そして政府において地方分権や交付税のあり方を再考させるべきであるという立場からこの52号議案に反対をいたします。

議長 (山口経正議員)

次に、賛成討論はありませんか。

次に、反対討論ありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、日程第2、議案第52号、町長、副町長及び教育長の給与の臨時特例に関する条例を採決します。

この採決は起立によって行います。



本案に対する委員長の報告は、可決です。  
本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。  
(起立多数)

議長 (山口経正議員)

起立多数。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第53号の討論を行います。

まず、反対討論ありませんか。

1番、饗庭敦子議員。

1番 (饗庭敦子議員)

私は、議案第53号、長与町職員の給与の臨時特例に関する条例について反対の立場で討論いたします。

地方公務員の給与は、地方公務員法に基づき労使間の交渉を経て自主的に条例で定められるものです。政府が地方公務員の給与削減を求めていることについて、地方交付税は地方固有の財源であり、地方公務員の給与は地方で決めると書かれている地方公務員法に抵触しかねません。今回政府が自治体に対して国家公務員の給与減額支給措置を踏まえ速やかに国に準じて必要な措置を講ずるよう要すとありますが、政府が地方公務員給与引き下げを前提に地方交付税を削減することは事実上の強要であり、地方自治への不当介入であり、到底容認できません。

今回の議案は、長与町でも地方交付税が人件費削減分として5,530万円削減される見込みであり、財源確保のため職員に給与削減への理解を求めた苦渋の判断であったと理解いたします。

しかし、長与町は、全国的に見ても少ない職員数で日々業務を遂行されておられます。これまでこうした努力をしてきたことを評価せず、ほかの自治体と一律の削減要請は問題であり、行うべきではないと考えます。

また、地方公務員の給与削減がその地域経済に及ぼす影響も軽視できないと思います。削減された方々による消費の冷え込みを初め地方公務員の給与がその地域民間企業の給与水準に連動している場合も考えられ、デフレ脱却を目指す経済政策に照らしたとき今回の削減要請が真っ向から矛盾する政策であることは間違いありません。

以上のことから私は、この本議案に反対いたします。

議長 (山口経正議員)

次に、賛成討論はありますか。

9番、森 謙二議員。

9番 (森 謙二議員)

9番。私は、賛成の立場から討論いたします。

今回の議案は、国からの要請とありますが、自治体が自主的に職員の給与を減らす形をとることを国が期待しているものと理解すべきではないでしょうか。確かに国が地方公務員の給与に介入することは、地方自治に介入することであり、職員の給与が地方交付税と密接に関係することから地方

固有の財源を侵害するともとれます。

しかし、ことし3月の国会で地方公務員の給与削減と抱き合わせて地方交付税法の一部改正が可決され、地方交付税の減額が決定されています。ここで大切なことは、大局を見きわめることであると思います。つまり地方交付税は、国が算定し、長与町は算定しないということです。議会が本議会を否決して地方交付税額に影響が出た場合に議会が責任をとれるのでしょうか。

また、議案第52号の町長、副町長、教育長の給与減額に賛成し、議案第53号の職員の給与減額に反対することは、ポイントを外していることを指摘しておきます。つまり町長、副町長、教育長の給与の減額は、職員だけに負担させまいとする配慮で付随的なものであって、主眼は職員の給与の減額にあるからです。よって、議案第52号と議案第53号は一体で考えるべきです。

結論としまして、結果的な住民サービスの低下を避ける意味でこの議案に賛成することを申し添えておきます。以上。

議長 (山口経正議員)

次に、反対討論ありませんか。

2番、安部 都議員。

2番 (安部 都議員)

私は、議案第53号の長与町職員の給与の臨時特例に関する条例に反対の立場から討論いたします。

今回の事案は、国家公務員の給与減額支給措置に準じて地方公務員の給与の削減を求めるものです。

内容といたしましては、本町の職員数223名が対象となり、特例期間において一般職の給料から級に応じて減額されるものです。総額5,110万円の減額となります。今回の措置は、地域経済の再生なくして日本経済の再生なしとの国と地方の共通認識からも極めて大きな問題であります。地方交付税の削減は、中小地場産業で働く労働者にも影響し、地域経済の危険な深刻なものにし、デフレ脱却に逆行するものであります。地方公務員の給与は、公平中立な知見を踏まえつつ、議会や住民の意思に基づき地方が自主的に決定すべきものであります。国が地方公務員の削減を強制することは、地方自治の根幹にかかわる問題であるとともに、地方分権の流れに逆行するものであります。

ましてや地方交付税を国の政策目的を達成するための手段として用いることは、地方の固有財源という性格を否定するものであり、断じて行うものではないことから、反対といたします。

議長 (山口経正議員)

次に、賛成討論ありませんか。

6番、安藤克彦議員。

6番 (安藤克彦議員)

6番。私は、本案に賛成の立場から討論させていただきます。

先ほどから賛成討論、反対討論の中でも述べられておりますが、政府は、

東日本大震災の復興財源を確保するため国家公務員給与を2年間の期間限定で減額し、自治体にも7月から9カ月の給与を7.8%減らすよう要請をしております。ここに提案されました条例もこれに基づくものだとして理解しております。

元来公務員の給与は、人事院勧告に基づいて取り扱うものであり、また地方がそれぞれの裁量で自主的に決められるものですが、今回の国からの要請は国による実質的な地方公務員給与への介入として各地の首長からも批判の声が出ていることは事実です。

また、今回の削減要請とともに国から示されている地方交付税の件は、もともと地方の財源を助けるために国が補助をするという性質のものではなく、地方自治体間の財源の偏在を調整するための地方独自の財源であります。すなわち各自自治体間で調整するのは大変なので、便宜上国が徴収し、そして分配する性質のものなのです。

また、国は、地方交付税の中にあめ玉として地域の元気づくり事業というのを掲げています。この交付税の算定は、人件費削減努力を反映するようです。このようなとても理不尽な国からの押しつけには、憤りさえ感じます。きっと提案された町長も同じ思いではないでしょうか。

しかし、このような正論ばかりぶつけていては長与町は進んではいきません。本案が否決されたときの影響は、はかり知れないものがあると伺います。この影響というのは、財政的に見ても、そして住民の目からもということです。このことも理解されてのことでしょう。労使間の交渉もまとまったという旨の理事者からの答弁もありました。私は、多方面からの影響をかんがみてここでは政治的な判断が必要だと考えます。

さて、国は、この1月から国民にいわゆる復興増税を課しました。所得税が2.1%上乘せされ、臨時増税と言いながら25年間も課税し続けるようです。また、住民税の増税も予定されており、給料だけでなく年金や預貯金の利子、株や投資信託の配当や売却益にまで取れるところはしっかり課税されております。一日も早い復興を願う住民からはしっかりと徴収をするのですが、それらの使われ方はどうでしょうか。一般の人から理解しがたい、官僚からすれば当然のように復興とは関係のないところでの流用が行われているのです。政府は、この指摘に返納を含めた対応を図るようですが、これからも復興財源をもとに新たなばらまきが起こるであろうと予想されます。町長におかれましてもいろいろな場面、いろいろな会議等で復興財源の適正な執行を求めていただければと思います。

以上、賛成討論といたします。

議 長 (山口経正議員)

次に、反対討論ありませんか。

16番、堤理志議員。

(堤理志議員)

16番。私は、この議案第53号についても反対の立場から討論を行います。

反対理由については、52号での討論と基本的に同じ趣旨であります、それにつけ加えて述べさせていただきます。

総務常任委員会で今回の給与引き下げの議案が提案されるに至った経緯を質疑をいたしましたところ、政府から国家公務員の給与削減に準じて地方公務員においても削減するよう要請があったと説明がありました。要請の中には、具体的取り組みの目安まで示されていました。さらに2つの防災事業関連と地域の元気づくり事業を財政措置するとして、地方に圧力をかけてきたわけであります。

国は、防災関連については新しい防災事業を創設したかのように言っておりますけれども、これを詳しく調べてみますとごまかしとも言うべき問題が隠されています。全国防災事業費の地方負担分も、また緊急防災・減災事業費も実は平成24年度の事業を引き継いだものであります。24年度の事業は、東日本震災分会計としながら、この東日本震災以外にも流用がされたと報道され、批判を浴びたことから今回全国防災事業と変更し、学校耐震化予算などに限定した直轄事業、補助事業に絞り込みをしたもの、そしてもう一つは、流用との批判を招かないよう通常収支分に計上をし直したものであります。

そもそも住民の命と安全の予算を地方公務員給与削減の取引材料に使うこと自体政治姿勢として許されてよいのでしょうか。地方交付税についての総務省の公式見解では、先ほど来同僚議員からも述べられておりますとおり、国が地方にかわって徴収する地方税、いわゆる固有財源という性格を持っているとしています。その地方の固有財源を地方公務員世帯の生活費を削減させる、そういう駆け引きの道具として利用し、迫るやり方に正義はありませんし、これは許されるものではありません。公務員の削減努力というのであれば職員数の割合が全国的に見ても極めて少ない長与町、そこで少人数で他の自治体と同等またはそれ以上の職務を遂行している町職員の給与が削減されなければならない道理はどこにもありません。人一倍頑張っている職員が評価されず、一方的に給与をカットされる職員の身になって考えると絶対に認められるものではありません。頑張った者が報われる社会と公言していたのは、ほかならぬ政府の最高責任者、安倍総理ではなかったでしょうか。職員の士気の低下にとどまらず、地域経済は公務員世帯のこうした購買力を大きく損なうことになり、負の影響も必至であります。

全国町村議会議長会などが共同で編集している「地方議会人」という情報誌が我々議員に毎月配られておりますけれども、この5月号に今年度の政府予算案の解説記事が掲載してありました。これによりますと自治労が支持母体である民主党ではできないことを自民党政権は切り込んだことを印象づけた意味合いがあった、このようなことが書かれてあります。公務員バッシングの風潮に便乗し、選挙や支持率を意識した政党の党利党略に巻き込まれたのでは公務員の生活はたまったものではありません。

今回の議案は、国の乱暴な圧力を受けた上で町としては大変心外な決断であったと理解いたします。しかし、議会は、こうした国の理不尽な圧力に屈

すべきではありません。当面する約5,000万の財源対策としては、財政調整基金をこの同じ財政基金条例の第6条1号の規定に基づき活用をし、定年退職がふえることにより人件費が縮小する額を年次的にそこに補てんしていくことで対応は可能です。

全国の地方議会がこの地方自治を踏みにじる削減議案を否決し、国会と政府において地方分権、そして交付税のあり方を再考する、そういう立場から本議案についても反対をいたします。

議長 (山口経正議員)

次に、賛成討論はありませんか。

11番、岩永政則議員。

11番 (岩永政則議員)

私は、議案第53号、長与町職員の給与の臨時特例に関する条例について賛成の立場から討論をいたします。

この議案の主なものは、長与町職員の給与を2級以下を4.77%、3から6級を7.77%、7級を9.77%と、それぞれ減額及び管理職手当を一律10%減額するものであります。

その削減の理由の背景は、国においては国の財政状況及び東日本大震災に対処するため歳出の削減の必要から国家公務員の人件費を削減するため国家公務員の給与及び臨時特例に関する法律が施行されてきたところであり、その中でその他として地方公務員の給与については、地方公務員法及びこの法律の趣旨を踏まえ地方公共団体においても自主的かつ適正に適切に対応することとなっているようであります。

そこで国におきましては、平成25年1月28日付をもって地方公務員の給与改定に関する取り扱いについての文書で都道府県知事等に対して要請がなされてきたのであります。この要請の趣旨は、東日本大震災を契機として防災・減災事業に積極的に取り組むとともに、長引く景気の低迷を受け一層の地域経済の活性化を図ることが喫緊の課題となっていることから、こうした地域課題に迅速かつ的確に対応するため平成25年における地方公務員の給料につきましても速やかに国に準じて必要な措置を講じるよう要請がなされているところであり、

その主な内容としましては、国の減額支給措置の内容は、国の行政職1俸給表適用者における諸手当を含めた年収における平均減額割合は7.8%であります。地方公務員につきましてもこれらに準じた取り組みとして、対象職員を一般職並びに特別職、議員、臨時・非常勤職員などとなっています。一般職では、給料及び手当両面から削減の要請があつており、手当の期末勤勉手当については国に準じた9.77%の減額を基本とすることについては今回長与町は除外をしてるようであります。こういう国の方針を受けまして、本議案では、長与町職員の給料を級に応じてそれぞれ削減及び管理職手当を一律10%削減することが提案されているものであります。

我が長与町を振り返ってみますと、昭和42年ごろ大干ばつに見舞われ、水稻を初め主産物でありますミカンは枯死寸前の被害を受けた経験がござい

ます。これはまさに天災であります。それに対応するために国の補助事業等によりましてポンプ等の購入のために機械器具を長与小学校の運動場に並べて確認をされまして、まさに非常事態でありました。

また、長与町は、昭和57年の7・23の未曾有の大水害は記憶に新しいものがあります。死者を出すなど、まさに一大天災でありました。

これらの災害につきましても国の重点的な支援、これは国民の税金でございますが、がなければ復旧・復興はできなかつたのであります。国の統治には当然お金が必要であります。そのためにさまざまな法律を民主的に制定し、国民のために公平公正な行政が行われ、国民の安心・安全の確保に努めているのであります。

中でも地方交付税制度は、国税五税と言われております、1つには所得税及び酒税が32%、2つには法人税が34%、3つには消費税が29.5%、4つ目にはたばこ消費税が25%を地方に配分するようにし、簡単に言えばどこの県においても、またどこの市町村においても、どこに住んでいても国民のために均衡なる行政が行われるよう、言いかえれば国民の生活が保障されている制度であります。したがいまして、例えばA県B町で大災害などが発生すると激甚災害などの手当てを講じて国において重点的な財源を投入し、災害の速やかな復旧・復興に努めているところでありました。そのかわりに災害を受けなかつた他市町村は、交付税を削減されても我慢し、お互いに思いやりを持ってこれら災害を受けた市町村のために支援に理解を示していくことは当然の摂理ではないかというふうに私は考えております。東日本大震災は、いまだ復興の途上にあり、国におかれては財源の重点的な配分に努められ、一層力強い支援を期待してるところであります。

例えば万一この議案が議会で否決となりますと、否決した議会は全国の国民の方々はどうのように考えられるでしょうか。想像に絶するものがあるかと私は思います。もしそのような事態が生じた場合は、国におきましてはそれ相応の対応が想定されるのでありましよう。その責任をだれがとれるのでしょうか。決してそのようなことはあってはならないものであらうと私は考え、自分に言い聞かせているところでありました。災害は、いつ何どき我が身にかかるかわかりません。痛みを分かち合い、ここは国の方針を十分理解し合い、早く災害の復旧・復興を陰ながら祈って互助の精神をもって採決に向かおうではありません。隣の時津町では、既に、1人の反対があつたそうでございますが、可決されていると聞き及んでいます。

なお、本議会の提案に先立ち、職員組合等との交渉の結果、提案内容を双方で確認済みと聞き及んでいます。したがいまして、この一つをもつても労使双方が確認済みの本議案に反対する理由は存在はしないというふうに判断をいたしました。本議案は、吉田町長におかれましては国の要請の趣旨を十分理解されるも職員への影響を考えられ、私が先ほど申し上げました期末勤勉手当については除外され、給料及び管理職手当を削減すべく提案されているものであります。

よつて、私は、この提案は適正であるというふうに判断をいたしまして、

議長

賛成討論といたします。以上です。

(山口経正議員)

次に、反対討論ありませんか。

3番、内村博法議員。

3番

(内村博法議員)

議案第53号、長与町職員の給与の臨時特例に関する条例について、私は反対の立場から討論いたします。

反対の理由として何点か申し上げます。

まず、私は、ことし3月議会の一般質問で本件について質問いたしました。私は、この中でこの削減に対しては慎重に対応していただきたいと申し上げました。本削減に対しては、いろんな各層、各分野から批判があります。集約しますと、まず交付税を使って政策を強要するのは地方分権に反すると。それから2番目、地方交付税を削減すれば財政力の弱い地方自治体に大きな悪影響が出ると。それから3点目、給与水準は自治体が自主的に決めるべきだと。4点目、地方も国に合わせろというのは乱暴だと。財政が厳しい自治体と比較的余裕のある自治体を同等に扱うのは怒りを感じると、こういったのがありました。

それから当時長崎県の中村知事もまたこのように述べられていました。給与削減は、地方が先行し、具体的な成果を上げてきた。国がカットしたから地方もしなさいというのは、議論の筋としておかしい。また、地方交付税は、地方固有の財源。国が給与カットしているから地方も行うべきであるとの理由で同様の措置を求め、それに見合う形で交付税の財源を削減するということはあってはならないというふうに批判しておりました。私は、まさにこのとおりだと思います。

私は、国や政府のこの理不尽な提案は、全く受けられないと思います。国や政府は、この交付税削減の前に国会議員定数の削減や先ほど同僚議員からも出ました東日本大震災に伴う復興予算、これが被災地以外に利用されていた問題、こういった問題を解決して、取り組む課題が多くあります。まずはそれを優先して執行すべきでしょう。

きょうの長崎新聞では、現在国による交付税減額への反発などから少なくとも164団体は7月からの給与削減は見送る方針を表明しているという記事が掲載されておりました。きょうの長崎新聞ですね。今回の給与削減がかなり根強い反発があります。

次に、私は、平成23年の12月議会でも申し上げましたが、このときは給与改定の問題がありまして、12月議会でも申し上げておりましたけども、やっぱり公務員の給与というのは現行の法制のもとでは人事院勧告及び地方にあっては人事委員会の勧告があるわけですけれども、やはりこれを最大尊重しなければならないということで平成23年の12月議会でも申し上げておりました。本町は、これまでその勧告に従って給与改定を行ってきたわけでございます。したがって、私は、御存じのとおり公務員は民間と違って争議行為等の禁止、労働協約締結の禁止など労働基本権が制限されているわ

けですよね。したがって、国の人事院や地方の人事委員会は、その労働基本権制約の代償措置である給与等の勧告という重要な役目を果たしていると、このように私は当時述べてさせていただきました。

また、人事院や人事委員会の勧告は、民間の給与水準に準じて行われています。つまりあくまでも国家公務員との比較ではなく、民間との比較で行っているわけですが、私は民間の水準を超えている場合はやはり是正すべきだろうと、こういうふうを考えております。そうでない場合は、やっぱり自治体固有の特別な事情がない限りは給与削減があってはならないと、このように考えております。

今回、ことしはまだ人事院の勧告とか、それから人事委員会の勧告は出てませんが、昨年の例でいけば人事院勧告は8月、それから人事委員会の勧告は10月に出来る見込みですけれども、私はやっぱりその出た時期にこの問題を検討されたらどうかと思ってます。

それから次に、現在政府は、デフレ脱却のため民間の賃金アップを奨励しているわけですよね。最近の報道では、成長戦略の一つとして産業競争力強化法案として賃上げなど政労使、政労使というのは政府、労働組合、使用者で協議する場を新設するというにしております。こういうことを提案しながら、一方では地方公務員は引き下げを要請していると。これはもう矛盾も甚だしいと思います。デフレ脱却ということであれば、個人の所得を上げる観点であれば民間も公務員も関係なく実施すべきだと、このように思っています。

以上から私は、反対討論といたします。

議長

(山口経正議員)

次に、賛成討論ありませんか。

次に、反対討論ありませんか。

18番、河野龍二議員。

18番

(河野龍二議員)

18番。私も本議案に反対討論をいたします。

反対討論の趣旨は、これまで同僚議員が述べたことと同じ理由であります。一つ皆さん方にぜひ理解していただきたいのは、先ほどから賛成討論の中に東日本大震災における復興財源費用の名目ということで訴えられておりましたが、ぜひ理解していただきたいのは、この東日本大震災のときにみずから被害者でありながら、その状況でありながらも復興支援に取り組む、懸命に奮闘する地方公務員の給料も今度は引き下げようというものです。ここには復興支援ならずただ単にこうした弱い者いじめの政策でしかありません。

そしてまた、仮にこの議案が否決されたときの住民生活の影響を考えると、この議論がありましたが、仮に否決した場合、住民生活に支障を及ぼすような国の政策の方が圧力であって、この圧力こそ責任を問うべきで、何ら地方にその責任を問う必要はありません。

私は、以上のことからぜひ決してこうしたことを許さない、また復興財源を望むならば不要不急の公共事業をやめて大企業の現状をやめさせる、こうしたことで十分予算が確保できるということを訴えまして、反対討論といた



します。

議長 (山口経正議員)  
次に、賛成討論ありませんか。  
次に、反対討論ありませんか。  
17番、西田 敏議員。

17番 (西田 敏議員)  
私は、反対の立場より討論いたします。  
本議案のもとである国の政策、すなわち地方公務員給与削減は、地方交付税を当初から相当分を差し引いてこうするという有無を言わせない措置であると考えます。地方固有の財源である地方交付税を通し一方的に給与削減を求める政策は、地方の自主性、自立性を阻害するもので、地方交付税法第3条第2項に照らしても大変遺憾に感じます。復興財源の美名のもとに、また指導やペナルティーを考え、どれだけ多くの首長と職員が苦渋の決断を迫られたことであらうでしょう。

地方分権の反対語は、中央集権であります。議会人として国への抗議の意味を込めて本議案に反対いたします。

議長 (山口経正議員)  
次に、賛成討論ありませんか。  
12番、喜々津英世議員。

12番 (喜々津英世議員)  
私は、議案第53号、長与町職員の給与の臨時特例に関する条例について賛成の立場で討論をいたします。  
提案理由にありましたような内容で今賛成、反対それぞれ国からの要請の背景とか自治体の独立性とか、こういったものについて十分意見が出ておりましたので、私は違った視点で賛成の討論をいたしたいと思っております。  
今回国のやり方に翻弄されるべきでないという意見があることも十分承知をいたしております。しかし、本町が現在取り組んでいる高田南土地区画整理事業、あるいはごみ焼却施設建設事業を初め今後、具体的になるであろう図書館整備事業、こういった多くの事業が国あるいは県からの補助なしでは事業ができない状況であります。東日本大震災以降復興のためにこれらの事業に係る予算が回ってこない現状は、我々議員は十分認識をいたしております。  
また、違った視点で言いますと、本町はここ数年税収に占める自主財源比率も低下傾向にあります。財政指数で見た場合、財政力指数は0.65、これは23年度末でありますけれども、県下の自治体ではいい方でありまして、0.65という数値が出ております。また、経常収支比率は、一般的に妥当とされている70%を大きく上回る90.5の数値が出ております。財政の硬直化が如実にあらわれているというふうに私は思っております。これらの財政の指数は、飛躍的な改善は望めないというふうにも思っております。

特に高齢化が進む中で、自主財源による事業の展開はますます厳しくなることは周知のとおりであります。今回の案は、国も地方も国会議員も公務員

も一体となって震災復興に取り組むことが原点であります。痛みを分かち合うことは、意義あるものと考えています。

今回の提案に当たっては、三役のみならず職員の皆さん方も苦渋の選択であったと思っております。自治体は、自主自立した経営体とは思いますが、この国の形を考えると地方交付税の減額による事業の停滞は住民サービスの低下につながるようになります。財源確保のための引き下げはやむを得ないと考えております。どうか職員の皆さん、9カ月間耐え忍んでいただきたいと思っております。

総務常任委員会は、本案について大所高所から議論された上で否決をされたと思っておりますが、特別職の給与引き下げは賛成で職員の分は反対という理由がよく理解できませんでした。痛みを分かち合うという観点からは今後、我々の議員報酬の引き下げも考慮しなくてはならないという町民からの声も出るかもしれません。

そういった意味で私は、この議案第53号に賛成をいたしたわけでありませす。以上です。

議長 (山口経正議員)

次に、反対討論ありませんか。

次に、賛成討論ありませんか。

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、日程第3、議案第53号、長与町職員の給与の臨時特例に関する条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は、否決です。

したがって、原案について採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(起立多数)

議長 (山口経正議員)

起立多数。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第4、議案第46号、長与町福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

ただいま議題としてます議案について、委員長の報告を求めます。

文教厚生常任委員長。

文教厚生  
常任委員長 (河野龍二議員)

報告します。

6月10日、本会議におきまして文教厚生常任委員会に付託されました議案46号、長与町福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について、6月11日9時半から、委員全員出席のもと、説明員として田島生活福祉部長、西平福祉課長、そのほか関係職員の出席を求め審査いたしました。

改正の理由は、長崎県の福祉医療制度の見直しに伴い障害者の障害者手帳

3級及び療育手帳B1所持者がこれまでは後期高齢者制度により75歳を過ぎると福祉医療制度が適用にならなかったが、改正後は継続して福祉医療の対象になること、精神障害者手帳1級所持者の通院に限り福祉医療の対象になること、対象者拡大により助成率を3分の2から2分の1に改めること、さらにDV被害者が児童扶養手当法の対象外から扶養認定の対象になることから福祉医療についてもDV被害者も対象に加えるものと説明を受けました。

主な質疑は、助成率が削減されたのはなぜかの問いに、対象者が拡大され、特に後期高齢者に移行すると制度の適用ができなくなっていたが、今回の改正で引き続き適用となるため総合すると負担の軽減につながっている、このように考えた。

条例改正の目的はDV被害者を対象にするためのものかの問いに、福祉医療の対象者には母子家庭なども対象になっている。DV被害者の場合、離婚などの法的措置がなくてもDV被害者と認定された場合は児童扶養手当の支給の対象になるためと改められたために福祉医療の対象にも拡大された。

条文にある身障障害者を障害者に改める理由はの問いに、今回上位法の改正などはなく、長崎県も条例改正に伴い条文の整理のためとしている。平成6年に心身障害者対策協議会が障害者施策推進協議会に変更してる。このころに心身障害者が障害者に改められたのではないかと考えているなど答弁を受けました。

審査した結果、全会一致で可決するべきものと決しました。

以上、報告を終わります。

議長

(山口経正議員)

これから委員長報告に対する質疑を行います。

議案第46号についての質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから議案第46号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

17番、西田 敏議員。

17番

(西田 敏議員)

私は、本議案に対しまして賛成の立場で討論いたします。

今、委員長が具体的に内容を述べられたので、あえて重なってしまうみたいですので、かなり割愛して申し上げますけれども、これは長崎県福祉医療制度見直しのために行われたということでございます。

内容的には、これまでの心身障害者の明記を障害者に改めることの文言の訂正と新たに支給対象を障害程度等級が3級及び障害程度B1、またDV被害者も対象に入れるというもので、福祉の前進と考え、賛成といたします。

議長

(山口経正議員)

次に、反対討論ありませんか。

次に、賛成討論ありませんか。

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、日程第4、議案第46号、長与町福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 (山口経正議員)

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第5、議案第48号、土地の取得について、日程第6、議案第49号、町道路線の廃止について、日程第7、議案第50号、町道路線の認定についてを一括議題とします。

ただいま一括議題としています議案について、委員長の報告を求めます。

建設産業常任委員長。

建設産業常任委員長 (山口憲一郎議員)

それでは、建設産業常任委員会の報告をさせていただきます。

去る6月10日、本会議におきまして建設産業常任委員会に付託を受けました議案の審査結果について報告をいたします。

議案第48号、土地の取得につきましては、6月11日、委員全員の出席のもと、説明員として日野建設部長、道端都市整備課長、その他関係職員の出席を求め、開会后すぐに現地調査を実施し、調査終了後、質疑を行い、慎重に審査をいたしました。

今回の土地取得は、多目的広場の整備工事計画に伴い平成21年に西彼中央土地開発公社で都市施設整備事業用地として先行取得しておりました土地について、本年5月23日に西彼中央土地開発公社と土地売買の仮契約を締結したものである。公社からの買い戻し用地は9,658.28平方メートルで、取得額は1億8,714万8,218円との説明を受け、その後、質疑に入りました。

主な質疑といたしましては、本会議の折の説明では広場の利用としてバスケットボール、フットサルなどの話があったが、配置計画はどのようになっているか。公社より買い取りをする9,658.28平方メートルの金額は1億7,924万8,082円であり、利息が790万136円であり、合計が1億8,714万8,218円となる。この利息の計算が104日で計算されているが、その理由は何か。104日ということは7月10日までであり、なぜその日まで必要なのか。6月14日まででよいのではないか。利息が3万円ほど安くなるなどの質問がありました。

質疑に対しては、基本的には駐車場で使いたい。バスケットボールとかフットサルとか申し上げたが、決定ではない。スポーツ振興課とか関係課と今後協議したい。契約提携後、所有権移転登記などの作業が10日程度かかる。銀行との協議もあり、どこかで期日の設定を行わなければならない。議案上

程の段階では議会の日程もわかっていない状況の中で会計の資金繰りや町の支払い日が10日であること、所有権移転登記に要する時間なども必要であり、このような事務処理も考慮して7月10日と決定したとの答弁がなされました。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第49号、町道路線の廃止の件につきましては、6月11日、日野建設部長、森管理課長、その他関係職員の出席を求め、開会后すぐに現地調査を実施し、調査終了後、質疑を行い、慎重に審査をいたしました。

今回の廃止路線は、高田郷の町道自由が丘団地線及び三根郷の町道三根松尾原線である。町道自由が丘団地線は、延長641.7メートルであるが、高田土地区画整理事業に関連した道路整備に伴い新たな認定を行うため現町道の廃止を行うものである。また、町道三根松尾原線については、延長33.5メートルであるが、長崎県が施工する都市計画道路吉無田三根線の拡幅計画に伴い道路形状が変更となり、新たに認定を行うために現町道の廃止を行うとの説明がありました。

主な質疑といたしましては、廃止する町道は勾配が12%以上あるように思われ、現在の町道を認定する際の規定には該当しないと考えられるが、廃止して再度認定してよいかの質疑については、既存道路を廃止する理由が連絡道、緊急道をつくり既存道路としての接続することであり、既存道路は既に認定されたものとしてとらえることができると考えているとの回答がありました。

さらに何か検査があったとき大丈夫なのか、新設道路だけ認定というのは難しいかもしれないが、現在の規定に合わないものを再度認定して問題がないのか、理由がつかのかとの質問については、新設部分については基準に合うようにつくる。既存道路との連絡であり、理由はつくと考えているとの答弁でした。

慎重に審査した結果、全会一致で認定すべきものと決しました。

次に、議案第50号、町道路線の認定の件につきましては、6月11日、委員全員の出席のもと、説明員として日野建設部長、森管理課長、その他関係職員の出席を求め、開会后すぐに現地調査を実施し、調査終了後、質疑を行い、慎重に審査をいたしました。

今回の認定道路は、高田郷の町道自由が丘団地線及び三根郷の町道三根松尾原線である。町道自由が丘団地線は、高田土地区画整理事業に関連した既存団地にアクセス道路整備計画に伴い新たに認定を行うもので、旧認定町道からの延伸部分の延長が74.8メートルで、整備後の総延長は716.5メートル、平均幅員が6.2メートルの予定である。また、町道三根松尾原線については、長崎県が施工する都市計画道路吉無田三根線の拡幅計画に伴い道路形状が変更となり、新たに認定を行うもので、延長72.4メートルで、計画幅員6.6メートルの町道となる予定であるとの説明がありました。

主な質疑といたしましては、自由が丘団地線はどのように既存道路と取りつけるのか、高さはどのようになるか、私有地があると思うが、購入しなけ

ればならない面積は幾らか、また図面では幅員が4メートルになっているが、説明では6.2メートルということだった。4メートルは延伸部分だけなのかなどの質問があり、それぞれの質問に対して都市の浄水場のタンクの端から12%の勾配で下がっていき、区画整理の道路に接続する。既存道路終点横の宅地及び水道の施設用地については、補償物件となる。面積は277平方メートルとなる。新設する部分の幅員は4メートルで、全体の平均幅員は6.2メートルということであるとの回答がありました。

慎重に審査した結果、全会一致で認定すべきものと決しました。

以上、報告終わります。

議長 (山口経正議員)

これから委員長報告に対する質疑を行います。

まず、議案第48号についての質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、議案第49号についての質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、議案第50号についての質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから議案第48号の討論を行います。

まず、反対討論ありませんか。

次に、賛成討論ありませんか。

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、日程第5、議案第48号、土地の取得についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 (山口経正議員)

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第49号の討論を行います。

まず、反対討論ありませんか。

次に、賛成討論ありませんか。

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、日程第6、議案第49号、町道路線の廃止についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 (山口経正議員)

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第50号の討論を行います。

まず、反対討論ありませんか。

次に、賛成討論ありませんか。

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、日程第7、議案第50号、町道路線の認定についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 (山口経正議員)

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

しばらく休憩します。

会議を再開します。

日程第8、請願第1号、少人数学級の推進などの定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1の復元に係る請願書を議題とします。

ただいま議題としております請願について、委員長の報告を求めます。

文教厚生常任委員長。

文教厚生  
常任委員長 (河野龍二議員)

報告します。

6月5日、本会議におきまして文教厚生常任委員会に付託されました請願第1号、少人数学級の推進などの定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1の復元に係る請願書について、6月12日9時30分より、委員全員出席のもとで、会議規則、委員会条例に基づき、安部紹介議員と箕田参考人を招き説明、意見を求めました。

請願趣旨は、義務教育の全国水準の維持や地方の格差なく機会の均等の確保は国の責務であり、国庫負担を従前の2分の1に戻すこと、子どもたちを取り巻く環境の変化から少人数学級の推進が必要なことなどを説明を受けました。箕田参考人からは、長崎県の少人数学級の取り組みの成果と国庫負担の復元が教育環境の充実につながる意見が述べられました。

主な質疑は、少人数学級が進んでるところではいじめ問題など確実に減少したのか、この問いに対し、大阪府や山形県など少人数学級が進んでるところでは成果があったと聞いていると答弁がありました。

望ましい学級数はの問いには、25人ぐらいを求めたいが、現状の課題からすると26人から30人が望ましいと答弁がありました。

請願趣旨にある6割が少人数学級を望んでいるとあるが、残りの4割についてはどう考えてるのかの問いには、4割は無関心や教育費の削減がされているのでやむを得ないという考え、またもっと少ない学級を望む声も含まれ

ていると答弁がありました。

さらに毎年意見書を送ってるが、国の動向はの問いには、文科省では復元に積極的に取り組んでるが、財務省との関係で実現に至ってないと聞いている。

また、国庫補助が3分の1になったことで県や地方自治体の負担がふえるのかの問いに、地方の負担がふえていると思う、このような以上のような質疑が行われました。

採決の結果、全会一致で採択するものと決しました。

以上、報告を終わります。

議長 (山口経正議員)

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから請願第1号の討論を行います。

まず、反対討論ありませんか。

次に、賛成討論ありませんか。

2番、安部 都議員。

2番 (安部 都議員)

私は、請願1号につきまして賛成の立場から討論いたします。

義務教育費の国庫負担金が2006年度から2分の1から3分の1に引き下げられました。2005年度、2分の1の国庫負担金は、2兆1,150億円でありました。しかし、2012年度、3分の1の国庫負担金は、1兆4,879億円となり、6,271億円の減額となっております。これにより地方自治体の財政も圧迫されている状態であります。

日本の未来を担う子どもたちの豊かな教育を保障することは、社会の基盤づくりであり、極めて重要であります。子どもたちが地方格差なく機会均等に一定水準の教育を受けられることは、憲法でもうたっており、国の責務でもあります。

しかし、日本の子どもたちを取り巻く環境は、時代の流れや社会環境の劣悪により大きく変化し、いじめによる自殺者や暴力や不登校、引きこもりなどが増大しております。

また、子どもたちを教育する立場である教職員の心のバランスの乱れによる精神疾患による病気の休職者が増大しているのも現実であります。その対策として、労働基準法の改正がなされ、2010年度から一般公務員にも適用されることとなりました。

また、日本の教育予算につきまして、GDPに占める教育費の割合がOECD諸国の中でも極めて低く、1位、デンマーク6.7%、2位、フィンランド5.7%、3位、フランス5.5%、そして日本は下位から2番目の3.3%となっております。OECD諸国並みの教育環境を整備するために標準定数法を改正し、国の財政負担と責任で学級編制を30人以下とすべきであ



ります。それにより他の自治体では、子どもたちや教員もゆとりある心と体のバランスが保たれ、いじめや不登校、欠席者も減少し、学力もアップされたという報告もなされております。

教育は人なりと言われるように、教職員の確保、適正配置、資質向上が重要であります。そのためには国が財源を安定的に確保することが望まれることから、賛成といたします。

議長 (山口経正議員)

次に、反対討論ありませんか。

次に、賛成討論ありませんか。

6番、安藤克彦議員。

6番 (安藤克彦議員)

6番。私は、本請願に賛成の立場から討論させていただきます。

憲法26条には国民の教育を受ける権利について定め、義務教育はこれを無償とすると明記されております。

義務教育国庫負担制度は、この26条の基礎となる制度でございます。財政力の弱い地方自治体に住んでも全国同条件で教育が受けられるように義務教育に係る費用を国が一定割合負担する制度であり、教育の機会均等、義務教育の全国的な水準の維持向上に大きな役割を果たしてきたものと考えられます。

しかし、請願趣旨にもございますが、平成18年度に政府が進めた三位一体改革によって国庫負担金が従来の2分の1から3分の1へと引き下げられました。減らされた分の国庫補助負担金は、地方交付税という形で税源移譲が行われているようですが、今日の地方交付税の削減を受けて地方への予算が減らされることになれば特に財政力の弱い地方などで義務教育の予算がしわ寄せを受けることになりかねません。

このことから義務教育の運営に直接責任を負い、そして義務教育を支えてきた地方自治体が改めて国庫負担制度の必要性を政府に対して訴えることが大切であると考えます。政府は、本日、今年度から5年間の教育政策の方針をまとめた第2期教育振興基本計画を閣議決定いたしました。ことし4月には、中教審答申で教育予算をGDP比OECD諸国並みに目指すとし、5年間で約10兆円に該当する投資目標を掲げてあったのですが、残念ながら1期の基本計画同様数値目標を入れずに、とても残念に思っております。

これらのことから私は、賛成の立場を示し、討論といたします。

議長 (山口経正議員)

次に、反対討論ありませんか。

次に、賛成討論ありませんか。

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、日程第8、請願第1号、少人数学級の推進などの定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1の復元に係る請願書を採決します。

本請願に対する委員長の報告は、採択です。

- 本請願は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。  
(「異議なし」の声あり)
- 議長 (山口経正議員)  
異議なしと認めます。  
よって、本請願は採択とすることに決定しました。  
日程第9、議員派遣の件を議題とします。  
お諮りします。  
会議規則第122条の規定により、お手元に配付のとおり、議員を派遣したいと思います。  
御異議ありませんか。  
(「異議なし」の声あり)
- 議長 (山口経正議員)  
異議なしと認めます。  
よって、お手元に配付のとおり、議員を派遣することに決定しました。  
日程第10、委員会の閉会中の継続調査申し出を議題とします。  
総務常任委員長、文教厚生常任委員長、建設産業常任委員長、議会運営委員長から、目下、委員会において調査中の事件について、会議規則第75条の規定によって、お手元に配りました申し出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。  
お諮りします。  
各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。  
(「異議なし」の声あり)
- 議長 (山口経正議員)  
異議なしと認めます。  
よって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。  
場内の時計で15時15分まで休憩します。  
(休憩14時59分～15時15分)
- 議長 (山口経正議員)  
休憩前に引き続き、会議を再開します。  
ただいまお手元に配付のとおり、議員提出の発委第4号、少人数学級の推進と義務教育費国庫負担制度2分の1の復元を求める意見書、これを日程に追加し、追加日程として議題といたしたいと思います。  
御異議ありませんか。  
(「異議なし」の声あり)
- 議長 (山口経正議員)  
異議なしと認めます。  
よって、発委第4号を日程に追加し、議題とすることに決定しました。  
日程第11、発委第4号、少人数学級の推進と義務教育費国庫負担制度2分の1の復元を求める意見書を議題とします。

議会事務局  
局長

職員に議案を朗読させます。

議会事務局長。

(酒井通博君)

朗読します。

発委第4号、少人数学級の推進と義務教育費国庫負担制度2分の1の復元を求める意見書。

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第109条第7項及び会議規則第14条第3項の規定により提出します。

平成25年6月14日、提出者 文教厚生常任委員会委員長 河野龍二。

少人数学級の推進と義務教育費国庫負担制度2分の1の復元を求める意見書(案)

義務教育は、憲法の教育の機会均等と義務教育無償の原則に基づいて子どもたち一人ひとりに国民として必要な基礎資質を培い、日本の未来を担う子どもたちを心豊かに育てる使命を負っています。豊かな教育の保障は、国の社会基盤形成の根幹であり、義務教育の全国水準の維持向上や機会均等の確保は、国の責務でもあります。

日本は、OECD諸国に比べ1学級当たりの児童生徒数や教員1人当たりの児童生徒数が多くなっています。一人ひとりの子どもに丁寧な対応を行うためには、一クラスの学級規模を引き下げる必要があります。文部科学省が実施した今後の学級編制及び教職員定数に関する国民からの意見募集では、約6割が小・中・高校の望ましい学級規模として26人から30人を上げています。このように保護者も30人以下学級を望んでいることは明らかです。社会状況等の変化により学校は、一人ひとりの子どもに対するきめ細かな対応が必要となっています。

また、新しい学習指導要領が本格的に始まり、授業時数や指導内容が増加しています。日本語指導などを必要とする子どもたちや障害のある子どもたちの対応等も課題となっています。いじめ、不登校等生徒指導の課題も深刻化しています。こうしたことの解決に向けて計画的な定数改善が必要です。子どもたちが全国どこに住んでいても機会均等に一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請です。しかし、教育予算についてGDPに占める教育費の割合は、OECD加盟国、データのある31カ国の中で日本は最下位となっています。

また、三位一体改革により義務教育費国庫負担制度の負担割合は2分の1から3分の1に引き下げられ、自治体財政を圧迫するとともに、非正規雇用の増大などに見られるように教育条件格差も生じています。将来を担い社会の基盤づくりにつながる子どもたちへの教育は、極めて重要です。子どもや若者の学びを切れ目なく支援し、人材育成、創意から雇用、就業の拡大につながる必要があります。

よって、国におかれては、教育の機会均等と水準維持向上を図るため少人数学級の推進と義務教育費国庫負担制度の国負担割合を2分の1に復元することを含め、その趣旨を生かした教育予算の充実を図られるよう強く要望し

ます。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成25年6月14日、長与町議会。

以上です。

議 長

(山口経正議員)

しばらく休憩します。

会議を再開します。

しばらく休憩します。

会議を再開します。

お諮りします。

本案については、提案理由の説明、質疑を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長

(山口経正議員)

異議なしと認めます。

よって、本案は、提案理由の説明、質疑を省略することに決定しました。

これから討論を行います。

まず、反対討論ありませんか。

次に、賛成討論ありませんか。

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、日程第11、発委第4号、少人数学級の推進と義務教育費国庫負担制度2分の1の復元を求める意見書を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長

(山口経正議員)

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

なお、本意見書の提出先については、議長に一任願います。

以上で今期定例会に付議されました議案の審議は全部終了いたしました。

お諮りします。

会議規則第45条の規定により、今期定例会において議決されました案件につきまして、字句、数字、その他軽微な整理を要するものがあった場合、その整理を議長に委任されたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長

(山口経正議員)

異議なしと認めます。

よって、これら整理を要するものにつきましては、議長に委任することを決定いたしました。

閉会に当たり、町長から発言の申し出がありますので、許可します。

町 長

町長。

(吉田愼一君)

閉会に当たりまして、一言ごあいさつをさせていただきます。

去る6月5日から開会をしていただきました平成25年第2回長与町議会議定例会は、本日までの10日間の会期でしたが、議員各位には大変お疲れさまでございました。

各議案につきましては、慎重審議を賜りまして御決定をいただきましたことを心からお礼を申し上げる次第でございます。

また、今回は13名の議員の皆さんからの質問をいただき、それぞれの視点からの御指摘、御指導をいただいております。御答弁申し上げたことにつきましては、今後最大限の努力をさせていただきたいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと存じます。

いよいよ来月には参議院通常選挙が執行されます。御質問にもございましたけれども、今回からインターネットを利用した選挙運動が可能となります。御案内のように、参議院議員は任期が6年ということでありますから、この選挙では特に県政の浮揚、振興あるいは県民、町民の福祉の視点で我々の代表、あわせて代弁者を選挙していただくわけでございます。議員各位におかれましてもぜひそういう視点での御尽力を賜りたいと考えております。

終わりに、いよいよ季節は梅雨の時期を迎えているわけですが、どうか議員各位におかれましては御慈愛をいただき、ますますの御活躍を賜りますよう御祈念を申し上げ、定例会のお礼を込めてごあいさつにかえさせていただきます。本当にお疲れさまでした。ありがとうございました。

議 長

(山口経正議員)

次に、私から閉会に当たり、一言申し上げます。

今定例会では、一般会計補正予算を含む8本の議案と1件の請願が審議され、おのこの判断が下され、議決結果が出されたところであります。

3月定例議会より本議会の模様がインターネットライブ配信されておりますが、1,250件を超えるアクセスが今日までっております。その反響の大きさに驚いております。こうした情報発信によりまして住民の皆様が議会を身近に感じていただき、その負託にこたえられるように議会といたしまして今後とも努力を続けてまいります。

また、今議会の第1日目に行財政対策等調査特別委員会から報告がありました件につきましては、今後の行財政運営の参考にしていただけるように町長に対して送付いたしました。足腰の強い財政運営と住民サービスの向上を目指した施策の展開に生かしていただくことを願うところであります。

これから梅雨本番を迎え、豪雨災害等発生しないことを祈りたいものであります。日ごろからの備えが大切であります。議会といたしましても昨年12月10日に施行した長与町議会災害対策要領に沿って今月中に災害対応訓練を実施することとなりました。災害は未然に防止できることがベストであります。時として自然は人々の想定を超える猛威を振るうものでありま

す。議会といたしましては初めての防災訓練であり、関係部署の御協力もよろしくお願ひするところでもあります。備えあれば憂いなし、町民の皆様にも御理解と御協力を願ひし、また行政当局には災害に強い安心・安全な町づくりに向けた御努力を期待するものであります。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

これで、平成25年第2回長与町議会定例会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

(閉会 15時29分)

地方自治法第123条の規定により、署名する。

長崎県西彼杵郡長与町議会議長

署名議員

署名議員